

奈良市告示第 313 号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定する。

令和5年6月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

奈良市大安寺一丁目1215番1の一部(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物

(別図は省略し、その図面は奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課に備え置いて閲覧に供する。)